

【第三次守谷市男女共同参画推進計画】 主要課題の成果指標・施策の方向性

基本目標Ⅰ 男女が互いに認め合い、尊重しあえるまちづくり

■主要課題1 男女共同参画への啓発・教育の推進(重点課題Ⅰ)

[第二次計画における成果指標・施策]

指標名	担当課	基準値 H25	H27	H28	目標値 H29	評 価
男女共同参画事業への参加者数	市民協働推進課	1,350人	1,638人	1,660人	1,500人	基準値となる平成25年の数値から1割増を目標値としたが、平成28年からは新たに学校と連携して男女共同参画に関する啓発を実施したため、目標値を大きく上回る参加者数となった。
男女共同参画についてのHP閲覧回数	市民協働推進課	726回	2,045回	1,991回	800回	いずれも男女共同参画推進月間に実施したぱーとなーしつぷフォーラムを紹介するHPの閲覧数が大幅に増加したため、目標値を大幅に上回った。
性別を理由とした固定的な役割分担に同感しない市民の割合	市民協働推進課	75.2%	73.7%	76.1%	75.0%	各年度に応じて若干の増減はあるが、大きな変化は見られなかった。
施策1	男女共同参画に関する学習機会・情報の提供	具体的事業		1. 広報紙、情報紙等による情報提供 2. 男女共同参画に関する講座等の開催 3. 男女共同参画に関する啓発図書・ビデオ等の整備		
施策2	男女平等を推進する教育・学習の充実	具体的事業		4. 教育活動を通じた男女平等教育の実施 5. 技術・家庭科の男女共修による生活能力の充実		

[第三次計画における成果指標(案)]

指標名		担当課	基準値 H28	H30	H31	H32	H33	目標値 H34	第三次計画に向けた 指標の考え方・施策の方向性
男女共同参画事業への参加者数		市民協働推進課	1,660人	今後、検討・決定					【指標の考え方】 HP閲覧回数は個人が複数回閲覧した数や関係者の動作確認等によるHP閲覧回数も指標の数値に計上されてしまうことから、指標の数値とすることが適切ではないと判断し、第三次計画では指標としないものとする。 第三次計画の指標は、主要課題である男女共同参画の啓発・教育の推進に直結する男女共同参画事業への参加者数及び性別を理由とした固定的役割分担に同感しない市民の割合とする。 【施策の方向性】 本計画では、男女共同参画に対する意識をより深いものとするため、男女共同参画に関する学習機会、情報提供等の啓発に関することを施策の方向性とする。
性別を理由とした固定的な役割分担に同感しない市民の割合		市民協働推進課	76.1%	今後、検討・決定					
施策の方向性	(1)男女共同参画に関する学習機会・情報の提供 (2)男女平等を推進する教育・学習の充実			具体的事業		今後、検討・決定			

■主要課題2 メディアを活用した男女共同参画の推進

[第二次計画における成果指標]

指標名		担当課	基準値 H25	H27	H28	目標値 H29	評 価
小中学校における児童・生徒・保護者を対象とする携帯電話・スマートフォン等のICT使用に関する啓発事業開催数		指導室	22回	23回	26回	24回	各小中学校におけるICT使用に関する啓発は、全ての小中学校で啓発活動を実施している。また、各小中学校の児童・生徒の3.6人に1台タブレット端末を設置し、ICTを活用する能力向上が図られている。
施策1	広報活動・刊行物等(メディア)における表現の徹底			具体的事業		6. 市広報紙、刊行物、SNS等における人権を尊重した表現の配慮 7. 市ホームページにおける人権を尊重した表現の徹底 8. 有害図書等の設置に対する訪問指導の実施	
施策2	情報を活用できる能力(メディア・リテラシー)の向上促進			具体的事業		9. 市民参加型シティ・プロモーションの展開 10. 児童・生徒に対する、情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力(メディア・リテラシー)教育の実施	

[第三次計画における成果指標(案)]

指標名		担当課	基準値 H28	H30	H31	H32	H33	目標値 H34	第三次計画に向けた 指標の考え方・施策の方向性
各種メディアを通じた男女共同参画に関する情報提供回数		市民協働推進課	—	今後、検討・決定					【指標の考え方】 広報・チラシ等の紙媒体での情報提供のみならず、インターネット等のメディアを活用し、様々な媒体により男女共同参画に関する情報を発信することを指標とする。 また、各種メディアを活用した情報発信の受信者である市民の、情報を主体的に読み解き、活用する能力(メディア・リテラシー)の向上促進に関する事業の開催数も指標とする。 【施策の方向性】 成果指標と同様に、各種メディアを通じた情報発信及び情報を主体的に読み解き活用できる能力の向上促進を施策の方向性とする。
メディア・リテラシーの向上促進に関する事業の開催数		指導室 市民協働推進課 生涯学習課	—	今後、検討・決定					
施策の方向性	(1)各種メディアを通じた男女共同参画に関する情報発信 (2)情報を活用できる能力(メディア・リテラシー)の向上促進			具体的事業		今後、検討・決定			

■主要課題3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶(重点課題Ⅱ)

[第二次計画における成果指標]

指標名		担当課	基準値 H25	H27	H28	目標値 H29	評 価
DVが人権侵害だと理解している市民の割合		市民協働推進課	—	82.2%	83.4%	100%	増加率は大きくはないが、着実に増加している。
施策1	DV防止対策の推進			具体的事業		11. DV防止に関する啓発活動の実施 12. DV相談窓口の周知	
施策2	DV相談体制の整備			具体的事業		13. 庁内関係部署との連携体制の強化 14. DV被害者に接する職員の研修への参加	
施策3	DV被害者保護、支援の推進			具体的事業		15. 緊急保護を求めるDV被害者への支援	

[第三次計画における成果指標(案)]

指標名		担当課	基準値 H28	H30	H31	H32	H33	目標値 H34	第三次計画に向けた 指標の考え方・施策の方向性
DVが人権侵害だと理解している市民の割合		市民協働推進課	83.4%	今後、検討・決定					【指標の考え方】 第二次計画に引き続き、DVが人権侵害だと理解している市民の割合を指標とする。 【施策の方向性】 DV防止基本法により対策や体制の整備の推進が図られている。今後は、市民一人ひとりがDVが人権侵害であると正しく理解し、行動することによってDV被害の予防・減少を目的とする様々な啓発を行い、市民意識の向上を目指すことを施策の方向性とする。
施策の方向性	(1)DV防止対策の推進 (2)DV相談体制の整備 (3)DV被害者保護・支援の推進			具体的事業		今後、検討・決定			

■主要課題4 性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)に関する意識の浸透

[第二次計画における成果指標]

指標名		担当課	基準値 H25	H27	H28	目標値 H29	評 価
生後4か月までの乳児家庭の全戸訪問 実施率		保健センター	87.3%	91.0%	95.0%	100%	目標値に向かって数値は増加傾向にあるが、長期の里帰り出産を選択する一定数の市民がいることから、目標値である100%に達することは難しい。
子宮がん・乳がん検診受診率		保健センター	10.0%	子宮がん: 60.0% 乳がん: 54.3%	子宮がん: 59.6% 乳がん: 63.4%	50%	基準値は、市が実施するがん検診を受診した女性の人数に基づき受診率を算出していたが、各種がん検診は市の検診のほか、人間ドック等でも実施していることから、市民アンケートの設問であるがん検診を受診した女性のうち子宮がん検診・乳がん検診を受診した女性の割合を成果指標に再設定したため、数値が大幅に上昇した。
施策1	母性の保護と母子保健の充実		具体的事業		16. 母性健康管理に関する情報の提供 17. 母子の健康に関する広報の実施 18. 母子保健サービスの充実 19. 子育ての悩み・不安に対する相談体制の充実 20. 不妊治療に対する助成や相談対応の実施 21. 中学校での生活習慣病予防講演会の実施 22. 小中学校での性教育教室の実施 23. 発達段階に応じた適切な性教育、保健安全教育の充実		
施策2	中高年齢期における女性の健康の保持・増進		具体的事業		24. 子宮がん及び乳がん検診事業		

[第三次計画における成果指標(案)]

指標名		担当課	基準値 H28	H30	H31	H32	H33	目標値 H34	第三次計画に向けた 指標の考え方・施策の方向性
子宮がん検診受診率		保健センター	35.4%	今後、検討・決定					【指標の考え方】 育児不安の解消や虐待発生の予防のために実施している乳児家庭の全戸訪問は目標値である100%に近い数値まで上昇したことから、事業は継続するが成果指標として数値目標としない。 また、女性特有の病気である乳がん・子宮がんの早期発見のためのがん検診受診率を引き続き指標とし、受診率の増加を目指す。なお、各種がん検診受診率の数値が実態に即した数値となるよう第二次計画から算出方法を変更し、市民アンケートの女性回答者のうち、子宮がん・乳がん検診を受診した方の割合を指標とする。 また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透のため、発達段階に応じた性教育の実施回数も指標とする。 【施策の方向性】 女性の健康の保持・増進のためには、女性特有の病気である子宮がん・乳がんの早期発見・早期治療が可能となるよう、各種がん検診受診に関する啓発活動を中心に実施することを方向性とした。また、発達段階に応じた性教育等の実施を施策の方向性とする。
乳がん検診受診率		保健センター	37.7%	今後、検討・決定					
発達段階に応じた適切な性教育の実施回数		教育委員会	-	今後、検討・決定					
施策の方向性	(1)女性の健康の保持・増進 (2)ライフステージに応じた性教育の実施			具体的事業		今後、検討・決定			

■主要課題5 男女共同参画の視点からの国際的協調の促進

[第二次計画における成果指標]

指標名		担当課	基準値 H25	H27	H28	目標値 H29	評 価
男女共同参画に関する国際的情報の提供回数		市民協働推進課	0回	4回	3回	3回	国際交流員による広報もりやでのコラム「国際交流員滞在日記」において、国際的な視点から考える日本や守谷市の男女共同参画のあり方、欧米諸国と日本の違い等に触れた内容を記載している。
女子差別撤廃条約を知っている市民の割合		市民協働推進課	-	65.0%	68.8%	50%	男女の完全な平等の達成を目的とした本条約の認知度は、増加傾向にあり、目標値を上回っている。
施策1	男女共同参画に関する国際的動向の理解促進			具体的事業		25. 国際的な男女共同参画活動に関する情報収集と提供 26. 「ハーモニーフライトいばらき」への参加促進	



[第三次計画における成果指標(案)]

指標名		担当課	基準値 H28	H30	H31	H32	H33	目標値 H34	第三次計画に向けた 指標の考え方・施策の方向性
男女共同参画に関する国際的情報の 提供回数		市民協働推進課	3回	今後、検討・決定					【指標の考え方】 男女共同参画に関する国際的情報の提供は、今後も継続して積極的に取り組むため、情報提供回数を指標とする。 また、女子差別撤廃条約の認知度については、目標値を上回る数値で推移していることから、第三次計画以降は引き続き啓発等には取り組むが、成果指標に設定はしない。 【施策の方向性】 男女共同参画の国際的な動向について情報発信による市民の男女共同参画に関する国際的動向の理解促進を方向性とする。
施策の方向性	(1)男女共同参画に関する国際的動向の理解促進			具体的事業		今後、検討・決定			

基本目標Ⅱ 男女があらゆる分野で輝けるまちづくり

■主要課題1 家庭生活における男女共同参画の促進(重点課題Ⅲ)

[第二次計画における成果指標・施策]

指標名		担当課	基準値 H25	H27	H28	目標値 H29	評 価
家庭生活に関する教室・講座等への男性参加者の割合		保健センター・生涯学習課・介護福祉課・児童福祉課	26.9%	29.4%	27.8%	30.4%	開催日の工夫等を行い、参加者増加に努めているものの平成28年度の実績は目標値に達しなかった。
性別を理由とした固定的な役割分担に同感しない市民の割合(再掲)		市民協働推進課	75.2%	73.7%	76.1%	75.0%	各年度に応じて若干の増減はあるが、大きな変化は見られなかった。
施策1	男性の家庭参画に関する相談、学習機会等の提供			具体的事業		27. 両親学級の実施 28. 家庭教育講座の実施 29. お父さんが参加できる場の提供 30. 介護に関する講座の実施	

[第三次計画における成果指標(案)]

指標名		担当課	基準値 H28	H30	H31	H32	H33	目標値 H34	第三次計画に向けた 指標の考え方・施策の方向性
子どもが生まれて家庭生活における役割を分担するようになった市民の割合		市民協働推進課	16.5% (参考値)	今後、検討・決定					【指標の考え方】 家庭生活に関する教室・講座等への男性参加者の割合は、開催日の設定や開催する事業の種類に応じて数値が増減してしまうことから第三次計画では指標とせず、男性の家庭生活への参加の状況を把握する、子どもが生まれて家庭生活における役割を分担するようになった市民の割合を成果指標とする。 また、市民の意識の変化が確認できる、性別を理由とした固定的役割分担に同感しない市民の割合も引き続き成果指標とする。なお、新たに設定する子どもが生まれて家庭生活における役割を分担するようになった市民の割合については、第三次計画策定のために実施したH28アンケート結果を参考値とする。 【施策の方向性】 男女があらゆる分野で活躍するためには、家庭生活における男女共同参画の促進が必要であることから、男性の家庭参画に関する学習機会等の提供を施策の方向性とする。
性別を理由とした固定的な役割分担に同感しない市民の割合		市民協働推進課	76.1%	今後、検討・決定					
施策の方向性	(1)男性の家庭参画に関する相談・学習機会等の提供			具体的事業		今後、検討・決定			

■主要課題2 地域活動における男女共同参画の促進

[第二次計画における成果指標]

指標名	担当課	基準値 H25	H27	H28	目標値 H29	評 価
自治会活動等の地域活動に参加している女性の割合	市民協働推進課	54.9%	59.0%	57.9%	55.0%	計画策定当初から男女が共に地域活動に参加している状態であり、その水準を維持できている。
女性消防分団の活動回数	交通防災課	17回	9回	7回	13回	実績はいずれも目標値に達しなかったが、女性消防分団の特性を活かした啓発等を実施した。
施策1	市民活動における男女共同参画の促進					31. 地域における女性リーダーの育成 32. 市民活動等への参加促進 33. 交通安全対策活動への女性参画の促進
施策2	男女共同参画の視点に立った防災体制づくり					34. 防災会議の運営 35. 自主防災組織等による防災活動への女性参画の促進

[第三次計画における成果指標(案)]

指標名		担当課	基準値 H28	H30	H31	H32	H33	目標値 H34	第三次計画に向けた 指標の考え方・施策の方向性
自治会活動等の地域活動に参加している女性の割合		市民協働推進課	57.9%	今後、検討・決定					【指標の考え方】 自治会活動等への女性参画については、引き続き高水準が保たれるよう各種啓発活動等に取り組む。 女性消防分団については、設立当初に活動内容の検討会議等により活動回数が多く計上された。しかし、設立から一定期間経過し、女性消防分団の活動は団体の特性を活かした内容に定まり、今後の活動回数が大きく変動する可能性が低いため、第三次計画においては指標とせず、自主防災組織のリーダーとして活躍できる人材である防災士の資格を有する女性の人数を成果指標とし、防災士に関する啓発及び人材の発掘・育成に努める。 【施策の方向性】 自治会活動等の地域活動に女性が参画することで、男女共同参画の意識が地域に浸透することから、市民活動における男女共同参画の促進を施策の方向性とする。 また、災害時の性別による様々な配慮に伴う備蓄品の整備、情報発信等による男女共同参画の視点に立った防災体制づくりを施策の方向性とする。
女性防災士の人数		交通防災課	9人	今後、検討・決定					
施策の方向性	(1)市民活動における男女共同参画の促進 (2)男女共同参画の視点に立った防災体制づくり			具体的事業		今後、検討・決定			

■主要課題3 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

[第二次計画における成果指標]

指標名		担当課	基準値 H25	H27	H28	目標値 H29	評 価
審議会等における女性委員の割合		総務課	32.2%	32.6%	35.7%	34.0%	審議会等の委員公募において、女性応募者の積極的な登用を行うなどの取組の結果、目標値である34.0%を1.7%上回った。
管理職につく市女性職員の割合		総務課	17.3%	22.9%	21.1%	30.0%	職域にこだわることなく、幅広い分野に女性を配置するとともに能力に応じて管理職への積極的な登用を図ったが、目標値に至らなかった。
女性委員ゼロの審議会等の割合		総務課	18.0%	6.1%	14.3%	14.0%	充て職割当てがある審議会を除いた委員会における女性委員の増員は図られたが、平成28年度の実績はわずかに目標値に達しなかった。
施策1	審議会等への女性の積極的登用			具体的事業		36. 審議会等への女性委員の積極的登用 37. 市女性職員の職域の拡大 38. 男女均等な職員研修の実施 39. 女性の人材発掘と情報提供	



[第三次計画における成果指標(案)]

指標名		担当課	基準値 H28	H30	H31	H32	H33	目標値 H34	第三次計画に向けた 指標の考え方・施策の方向性
審議会等における女性委員の割合		総務課	35.7%	今後、検討・決定					【指標の考え方】 政策の意思決定の場に女性の視点を取り込むことを促進するため、引き続き審議会等における女性委員の割合を指標とする。また、行政自らが事業所等のロールモデルになるよう、管理職につく女性職員の割合の増加を第二次計画から引き続き指標とする。 女性委員ゼロの審議会等については、7つが女性委員ゼロであったが、そのうち充て職によるものが5つであった。また、充て職ではない構成の審議会等においては、女性委員ゼロの割合が減少していることから、引き続き女性の積極的な登用に努めるものとするが、第三次計画の成果指標には設定しないものとする。 【施策の方向性】 政策の意思決定の場に女性の視点を取り込むことが重要であることから、あらゆる分野・ポストにおける女性の積極的な登用を施策の方向性とする。
管理職につく市女性職員の割合		総務課	21.1%	今後、検討・決定					
施策の方向性	(1)あらゆる分野・ポストにおける女性の積極的な登用			具体的事業		今後、検討・決定			

基本目標Ⅲ 男女が元気でいきいきと働けるまちづくり

■主要課題1 働く場における男女平等の実現

[第二次計画における成果指標・施策]

指標名		担当課	基準値 H25	H27	H28	目標値 H29	評 価
「職場における男女の地位の平等感」について平等と感じる市民の割合		市民協働推進課	-	27.6%	26.0%	25.0%	目標値を上回る数値で推移している。
施策1	雇用の場における働きやすい環境の整備			具体的事業		40. 事業所等に対するセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止の普及啓発 41. 事業所・団体への職場内慣行見直しのための情報提供・意識啓発	
施策2	自営業における働きやすい環境の整備			具体的事業		42. 自営業における男女の経営参画の啓発 43. 農業経営に関する方針決定への女性の参画の働きかけ	



[第三次計画における成果指標(案)]

指標名		担当課	基準値 H28	H30	H31	H32	H33	目標値 H34	第三次計画に向けた 指標の考え方・施策の方向性
「職場における男女の地位の平等感」について平等と感じる市民の割合		市民協働推進課	26.0%	今後、検討・決定					【指標の考え方】 職場での男女の地位の平等感については、男性社員を含めた事業所全体で取り組むべき課題であるため、引き続き指標とする。 【施策の方向性】 啓発や広報活動等を実施し、働きやすい環境の整備に努めることを施策の方向性とする。
施策の方向性	(1)働きやすい環境の整備			具体的事業		今後、検討・決定			

■主要課題2 生涯にわたる雇用・就業の支援

[第二次計画における成果指標]

指標名		担当課	基準値 H25	H27	H28	目標値 H29	評 価
ハローワーク等からの求人情報提供数		経済課	59回	35回	92回	65回	平成28年度から新たな求人情報誌を取り扱うこととなり、情報提供回数の増加及び多種多様な職種の情報の提供ができた。
施策1	多様な就業形態における労働条件の整備			具体的事業		44. 労働関係法や労働条件向上に関する情報提供と啓発	

[第三次計画における成果指標(案)]

指標名		担当課	基準値 H28	H30	H31	H32	H33	目標値 H34	第三次計画に向けた 指標の考え方・施策の方向性
女性の有職者率		経済課 市民協働推進課	47.1%	今後、検討・決定					【指標の考え方】 ハローワーク等からの求人情報提供回数では、情報提供による効果(実際の就業)までの確認は困難であることから、市内の実態が把握できる女性の有職者率を指標とする。また、女性の有職者率にも関係する保育所に入所(園)できなかった児童数を指標に設定し、結婚・出産に関わらず、仕事を続けられる環境整備の充実を指標とする。 【施策の方向性】 男性も女性もいきいきと働くことのできる社会を目指すため、就業に関する支援及び多様な就業形態における労働条件の整備を施策の方向性とする。
認可保育所の利用を希望しているが利用できず、認証保育制度等による施設利用もしていない児童数		児童福祉課	161人	今後、検討・決定					
施策の方向性	(1)多様な就業形態における労働条件の整備 (2)就業に関する支援			具体的事業		今後、検討・決定			

■主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進（重点課題Ⅳ）

[第二次計画における成果指標]

指標名	担当課	基準値 H25	H27	H28	目標値 H29	評 価
市男性職員の育児休業取得状況	総務課	0%	0%	0%	10.0%	子が生まれた男性職員は少数であり、配偶者出産休暇(最大2日)や年次休暇の取得はあったが、育児休業取得には至らなかった。
市職員の介護休暇取得状況	総務課	0%	0%	0%	3.0%	取得者が0人のため数値は0%となったが、介護を必要とする家族を抱える職員数が流動的であり、正確な数値の算出は困難である。
保育所入所待機児童数	児童福祉課	6人	1人	2人	0人	いずれの年も基準値からは減少傾向にあるが、目標値に達しなかった。
ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている市民の割合	市民協働推進課	-	67.7%	72.3%	50.0%	目標である50.0%を大きく上回る数値で上昇傾向にある。
施策1	ワーク・ライフ・バランスのための子育て支援	具体的事業		46. 保育所(園)事業内容の充実 47. 幼稚園における預かり保育の実施 48. 子育て相談・家庭児童相談の実施 49. もりやファミリーサポートセンター事業の充実 50. ひとり親家庭への支援及び情報提供 51. 放課後子どもプラン事業の充実		
施策2	ワーク・ライフ・バランスのための介護等支援	具体的事業		52. 介護に関する支援体制の充実 53. 介護に関する講座の実施 54. 地域ケアシステムの充実		
施策3	ワーク・ライフ・バランスのための市民、事業者等への働きかけ	具体的事業		55. 育児・介護休業制度の周知と普及・啓発 56. 市職員への育児・介護休業制度の活用と復帰に向けての研修の実施		

[第三次計画における成果指標(案)]

指標名		担当課	基準値 H28	H30	H31	H32	H33	目標値 H34	第三次計画に向けた 指標の考え方・施策の方向性
ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている市民の割合		市民協働推進課	72.3%	今後、検討・決定					【指標の考え方】 市職員の介護休暇取得状況については、評価に記載のとおり、介護を必要とする家族を抱える職員数の把握が困難であることから第三次計画の指標には適さないため指標としない。また、保育所入所待機児童数については、第三次計画では本項目（主要課題3）ではなく、基本目標Ⅲ 主要課題2における指標とする。さらに、男性の育児休業の取得状況を引き続き指標として取り扱い、行政が率先して職員のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む。 市男性職員の育児休業取得状況及びワーク・ライフ・バランスの認知度を継続して指標とし、各項目の数値向上を目指す。 【施策の方向性】 ワーク・ライフ・バランスの促進のため、子育てと仕事や介護と仕事の両立のための啓発等に努めることを施策の方向性とする。
該当年度に子どもが生まれた男性職員の育児休業取得状況		総務課	0.0%	今後、検討・決定					
施策の方向性	(1)子育てと仕事の両立のためのワーク・ライフ・バランスの促進 (2)介護と仕事の両立のためのワーク・ライフ・バランスの促進 (3)ワーク・ライフ・バランス実現のための市民、事業者等への働きかけ			具体的事業		今後、検討・決定			